

医療法人三愛会 埼玉みさと総合リハビリテーション病院
指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

<令和7年4月1日 現在>

1 埼玉みさと総合リハビリテーション病院指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名 埼玉みさと総合リハビリテーション病院居宅介護支援事業所
所在地 埼玉県三郷市新和5-207
介護保険指定番号 居宅介護支援 (三郷市1171200064号)
サービスを提供する地域 三郷市新和3・4・5丁目 栄3・4・5丁目 鷹野1・2・3・4・5丁目
高州1・2・3・4丁目 東町 寄巻 鎌倉 戸ヶ崎 戸ヶ崎1・2・3・4・5丁目

(2) 同事業所の職員体制

管理者1名 常勤の介護支援専門員
介護支援専門員 2名以上

(3) 営業時間

午前8:30～午後5:30

(4) 連絡先・相談窓口(24時間体制)

埼玉みさと総合リハビリテーション病院 総合受付 電話048-953-1211
休日・営業時間外は携帯 070-6425-9453

(5) 休日

日曜日・年末年始(12月31日～1月3日)

2 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 居宅介護支援の申し込み
- ② 重要事項の説明・契約
- ③ 介護支援専門員の調査(アセスメント)
- ④ 居宅介護サービス計画書の原案作成
- ⑤ サービス担当者会議の開催
- ⑥ 居宅介護サービス計画書の説明・同意
- ⑦ サービスの提供
- ⑧ サービスの検討・相談(モニタリング) *1ヶ月に1回以上自宅に訪問
- ⑨ 居宅介護サービス計画書の変更 *上記の③～⑦を実施します。

3 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

(2)介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

(3)介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望されている場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

(4)指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業所等を紹介するよう求める事ができます。

(5)利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事ができます。

(6)当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

(7)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

(8) ケアマネジメントを行う上で必要と判断した場合、利用者様の通院時に介護支援専門員が同行し、医師等との情報連携を行います。

(9)病院等からの退院・退所時、必要に応じ福祉用具専門員や作業療法士などの専門職を同席させ、身体状況、自宅環境に合わせた支援の充実を図ります。

(10)看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿い、ご本人・ご家族との十分な話し合いや、関係者との連携ができるよう努めます。

(11)感染症対策の強化

6か月に1回以上感染対策委員会へ参加し、対策の強化に努めます。また、感染症に対する年1回以上の職員研修と実際に感染症が発生したことを想定し訓練を行います。新規職員採用時にも研修を実施します。

(12)業務継続計画の策定（感染症や災害）

年1回以上の職員研修の実施と、実際に感染症や災害が発生したことを想定し、演習や訓練を年1回以上実施します。

(13)虐待防止の推進

当院の虐待防止検討委員会に定期的に参加。委員会にて、年1回以上行う職員研修の実施方法や虐待の未然防止・早期発見・再発防止の対策、発見時の相談報告体制の整備等を検討します。新規職員採用時にも研修を実施します。

虐待防止に関する担当者 川和 瑞絵（基礎資格 介護福祉士）

(14)身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録

生命又は身体保護の為緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行いません。やむを得ない場合は、

切迫性・非代替性・一時性の 3 つの要件を満たす事を組織等で慎重に確認・相談をした上で行い(相談内容を記録)、実施時の時間や利用者の心身状況・やむを得ない理由を記録します。

(15)男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じます。

- ①従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発・研修の実施
- ②従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- ③その他ハラスメント防止のために必要な措置

(16)介護サービス情報公表制度の活用

厚生労働省が管理する介護サービス情報公表制度へ、必要な情報を掲示します。

- ①認知症に係る取り組み（関係する研修体制、資格保持状況など）
- ②質の高いケアマネジメントの推進（前6か月間のサービス利用割合および同一提供事業所の割合等）
- ③財務内容

(17)サービス担当者会議やモニタリング時・説明同意・記録等文書保管における電磁的な対応

- ①サービス担当者会議・モニタリングを、説明し同意を得た上でテレビ電話装置等を活用し行う場合があります。
- ②利用者への説明同意（介護サービス計画書等）につき、署名・押印に代わる対応を求める場合があります。
- ③ケアマネジメントで必要な書類・記録等の保存・交付について電磁的な対応を求める場合があります。

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦1ヶ月につき規定に定められた料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、三郷市の窓口に出しますと、払い戻しを受けることができます。

① 基本料金

区分	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費 I (i)	11,316 円/月	14,702 円/月

②

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	3,126 円/1 カ月
入院時情報連携 加算 I	介護支援専門員が、利用者が入院された当日病院又は診療所等の職員に対して必要な情報を提供した場合	2,605 円/1 カ月
入院時情報連携 加算 II	介護支援専門員が、利用者が入院されてから 3 日以内に病院又は診療所等の職員に対して必要な情報を提供した場合。	2,084 円/1 カ月

退院・退所加算	病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に対する必要な情報の提供を受けたうえで居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。	4,689円 ～ 9,378円/1カ月 回数・連携方法で 料金が変化
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、居宅介護サービスの利用調整を行った場合	2,084円/1カ月
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍であって、在宅で看取りを行った利用者が対象。さらに24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて、指定居宅介護支援を行う事ができる体制を整備している場合。	4,168円/1カ月
特定事業所加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)	地域のケアマネジメント機能を向上させる取組を行っている指定居宅介護支援事業所を評価する加算。	4,386円/1カ月 又は3,365円/1 カ月
特定事業所医療介護連携加算	厚生労働大臣が定める基準に適合した医療介護連携を行い、届け出が受理された事業所が加算される。	1,302円/1カ月
通院時情報連携加算	利用者の診察に同席し、医師等と利用者の情報交換をし、記録に残した場合。	521円/1カ月

(2) 交通費/

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域に介護支援専門員の訪問必要時は電車賃料等の交通費の実費を頂く場合があります。

尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 1 実地地域を越えて片道10キロ未満 500円
- 2 実地地域を越えて片道10キロ以上 1000円

(3) 解約

利用者は申し出によりいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

料金が発生する場合、その都度お支払いいただきます。その際は、領収書を発行いたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

② 当院の都合でサービスを終了する場合

人員不足等でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設や病院に入所又は入院した場合
- ・利用者様の要介護認定区分が要支援又は非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者様が死亡した場合

④利用者様又はその家族等が事業者や介護支援専門員に対してこの契約を継続し難いほどの業務を妨害する行為を行った場合、文書で通知することにより、この契約を解約させていただく場合がございます。

6 居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

①利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行います。

②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行うとともに、公正な援助を行います。

③ サービス事業者の選定に際しては、利用者に幅広い選択が可能なような情報の提供をし、利用者・その家族の希望を踏まえつつ公正中立に行います。

③ 関係市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。

④ 業務上知り得た情報は、正当な理由無く第三者に提供しません。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

・介護認定をうけた利用者の方と面接し、居宅介護サービス計画策定指針に基づいた利用者の状況を総合的に判断し、又利用者の希望を取り入れて、居宅介護サービス計画を作成します。

・ 居宅介護サービス計画課題把握は、MD S-HCまたは自社方式を使用しています。

・ 介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

・ 介護支援専門員への研修については、内外の研修に参加させ業務の向上に努めます。

7 サービス内容に関する苦情

① 当院利用者様相談・苦情担当

当院居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅介護サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者：川和 瑞絵

電話048-953-1211

② その他

上記以外に、市の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険連合会等に苦情を伝えることができます。

三郷市役所いきいき健康部介護保険課

電話048-930-7792（直通）

埼玉県国民健康保険団体連合会

電話048-824-2568（専用）

上記のとおり、埼玉みさと総合リハビリテーション病院居宅介護支援事業所の契約を締結します。上記契約を証するため、重要事項説明書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとしてします。

居宅介護支援の提供にあたり、重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

＜説明者＞ _____ 印（担当者）

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】

＜住所＞ _____

＜氏名＞ _____ 印

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係 _____

＜住所＞ _____

＜氏名＞ _____ 印

【事業者】 医療法人三愛会 (指定番号) 1171200064

＜住所＞ 埼玉県三郷市新和5-207

＜代表者名＞ 中村哲也 印

令和6年4月1日改定

令和7年4月1日改訂